

産業構造審議会保安分科会（第1回）

【日時】：平成24年11月6日（火）15：00～17：00

【場所】：経済産業省本館17階第1特別会議室

【議題】

1. 開会
2. 保安分科会の役割について
3. 最近の産業保安行政の概要について
4. 各小委員会の設置について
5. 産業保安部門の組織目標、行動規範について
6. 最近の事故等を踏まえた産業保安の在り方について
7. 閉会

【議事内容】

1. 開会

○表保安課長 定刻となりましたので、ただいまから第1回産業構造審議会保安分科会を開催いたします。本日は第1回ですので、分科会長選任までの間、私、商務流通保安グループ保安課長の表が進行役をいたします。

初めに、開会に当たりまして、枝野経済産業大臣からごあいさつ申し上げます。

○枝野大臣 経済産業大臣の枝野でございます。委員の先生方には、それぞれご多忙の中、委員をお引き受けいただき、また今日もこうして足元の悪い中ご参集をいただきましたこと、まずは冒頭御礼を申し上げます。

今般新たな審議の場が設けられ、産業保安について総合的に議論する体制をつくりました。先生方は既に十分ご承知のことと思いますが、産業保安をめぐっては大きく3つぐらい課題があるかと思っております。

1つには、東日本大震災という経験を踏まえて、自然災害による被害にどう備えるかということであります。東日本大震災の折にも津波によって電力、ガスなどの施設が損傷いたしました。また、首都直下地震や南海トラフ地震など、被害想定がさまざまな形で明らかになってきております。国民の生活の基盤に直結している産業保安をこうした万一の大災害の折にもしっかりと確保することが、国民の安全を守るため、極めて重要な課題であ

ろうと思っております。

また、2点目には、残念ながら大きな企業の工場で尊い人命が犠牲となる爆発事故が頻発しているという状況でございます。言うまでもなく、従業員の皆さん、そして地域住民の皆さんの安全を確保してこそ健全な産業の発展が図られます。こうした事故の発生を防止すべく、産業施設における保安の徹底を改めて図ることが重要であると考えております。

3つ目には、新しい課題への対応であります。産業革新やエネルギー需給構造の変化など、産業を取り巻く環境が大きく変化しております。また、サイバー攻撃といった新たなリスクも明らかになっております。例えば水素エネルギーであるとか、再生可能エネルギーの導入加速についても保安の確保を大前提に進めなければなりません。こうしたことに対応する合理的な規制体系の構築も必要でありますし、サイバー攻撃にも配慮したシステムの構築や運用も今後ますます重要になっていくと思われまます。

こうした昨今の状況を踏まえ、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をお述べいただきまして、充実した審議を踏まえて産業保安政策を推進してまいりたいと思っておりますので、ぜひ先生方のご協力をよろしくお願い申し上げます。冒頭、大臣としてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○表保安課長 ありがとうございます。枝野大臣はこの後、公務がございますので、これにて退席いたします。

なお、冒頭、カメラ撮りはここまでとなっておりますので、プレスの方は傍聴席に着席をお願いいたします。

本日は委員25名中16名ご参加、ご出席いただいております。分科会の定足数に達しております。

初めに、議事の運営について、資料1にあるとおりのルールで考えたいと思っております。

特別の事情がある場合を除き公開とし、一般傍聴を認めることとしたいと存じます。

配付資料及び議事録についても、特別の事情がある場合を除き公開とし、議事要旨については1週間以内程度で迅速にホームページ上で公開したく、内容については事務局にご一任いただきたいと思います。

詳細な議事録については、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しておりますので、皆様、ご了解をよろしくお願いいたします。

続いて、分科会長の選出に移りたいと存じます。産業構造審議会令において、分科会長は委員の互選により選任することとなっております。分科会長ですけれども、事務局といたしましては、これまで総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会の分科会長を務め、長年にわたり産業保安の研究に携わってこられた小林委員にお願いしたいと考えておりますが、ご賛同いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、小林委員に分科会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

今後の議事進行は小林分科会長にお願いいたしますので、分科会長席に移動をお願いいたします。

○小林分科会長　ただいま分科会長に指名された小林でございます。原子力安全・保安院がなくなって組織が一新したという状況のもとで、今、枝野大臣からお話があったように、自然災害という未曾有の大きな問題に加えて、産業事故が続発している。それから、水素等の新しい問題を抱えているということで、ぜひこの分科会で保安、安全について皆さんからご意見を十分お伺いして、新しい組織を生かしていくことを考えていきたいと思っておりますので、ご尽力をよろしくお願いいたします。

それから、今日は時間が非常に限られております。司会としてはできるだけ効率的に進めたいと思っておりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

まず、事務局から資料につきましてご説明いただきたいと思っております。今先走りして申し上げましたように、時間が残りございませんので、事務局も含めて説明はできるだけ簡単にさせていただいて、委員の皆さんのご意見をお伺いする時間をとりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、表課長から。

2. 保安分科会の役割について

○表保安課長　では、資料2に基づきまして、保安分科会の役割について私からご説明いたします。

今まで火薬類の取り締まり、高圧ガスの保安といった産業保安分野については、総合資源エネルギー調査会の分科会等において調査審議が行われてまいりました。今般、原子力安全・保安院が廃止されましたので、これに代わり産業構造審議会に保安分科会を設置し、

一括して調査審議を行うこととなりました。

この分科会で扱う産業保安をめぐっては、大臣の説明に尽きますけれども、今さまざまな状況の変化が生じていると考えております。

つきましては、最後の段落に飛びますけれども、そのような状況を踏まえて、保安分科会については、産業保安上の課題について分野横断的に検討を行うとともに、さまざまな専門分野でさまざまな議論をしていただくために、分科会のもとに分野ごとの小委員会を設けて、より詳細な検討を行うこととしたいと存じます。

3. 最近の産業保安行政の概要について

○表保安課長 次に、最近の産業保安行政の概要についてご説明いたします。資料3を
ごらんください。 まず1ページ目、本分科会で扱う産業保安の範囲についてです。

下線を施してありますけれども、経済産業省の保安に係る業務の範囲は、火薬類の取り
締まり、高圧ガスの保安などでございます。これは法律上も位置づけられております。

2番目の○にありますけれども、産業保安を確保するための法体系といたしましては、
まず消防法がでございます。

それから、次のポツに移りますけれども、高圧ガスなどの事故のリスクが相対的に高い
分野については個別の法律が策定されておまして、経済産業省でこれらを執行しており
ます。

産業保安は、もとより今申し上げた規制のみで実現されるものではなくて、事業者・業
界による自主的な取り組みの上に実現されるものであると考えております。したがって、
私どもといたしましては、法律の執行以外にも、自主的な保安の取り組みの促進等を行っ
ております。

このような考え方に基づいて、本分科会においても、個別の産業保安に関する法律に加
えて、経済産業省の所掌に係る自主的な保安の促進も審議対象にさせていただきたいと考
えております。

なお、鉱山の保安については、鉱山保安法に基づいて設置された中央鉱山保安協議会と
いう審議会がございまして、こちらで審議されているという状況です。

次のページにまいります。産業保安の主な法律でございます。

こちら、高圧ガス、石油コンビナート、LPガス——液化石油ガスです——、火薬類、
電力、都市ガス、熱供給及び鉱山に関する保安の確保を私ども商務流通保安グループの産

業保安各課は行っているわけですが、この分科会で扱う主な分野についてご説明いたします。

例えば、その下の欄にあります高圧ガスの保安については、高圧ガス保安法という法律があって、約3万の製造事業者、7万2千の冷凍事業者などに対して高圧ガス設備や製造・消費等の方法に係る技術基準への適合を求めたり、危害予防規程の策定・届け出を義務づけることなどによって高圧ガスによる災害を防止するという法体系で規制しております。

そのほかにも、このページでいえば石油コンビナートの保安、LPガスの保安、火薬類の保安も所管しておりますし、次のページに移っていただきまして、電力の保安、都市ガスの保安、熱供給の保安につきましては、事業法といわれる法体系の中で安全規制を行っており、例えば電力の保安については、一番上の項目に戻っていただきたいのですが、その下のほうにございますように、発電所の建設前には環境アセスメントの審査を行うのですとか、その次の都市ガスの保安についても、公害の防止を図ることを目的としております。

4ページ、保安関連規制のアプローチに移って、これらを分析いたしますと、産業保安の各法律は、1に、ハード面として施設・設備に対する技術基準を策定して、それへの適合を求める、2に、ソフト面として、事業者の保安体制に関する規程の整備を求める、3に、同じくソフト面として、有資格者の配置などを求めることによって保安を確保しているということができると思います。

5ページに移ります。各法律の主な規制対象事業所などの数の推移をみていただきますと、グラフの中の平成22年のところで一番上のところに線が来ておりますのが高圧ガスの製造事業者、その次のところに来て三角の形であらわされていますのが事業用発電所数でございます。これらにつきましてはやや増加傾向、それ以外は減少傾向で、特にLPガスの販売事業所数の減少割合が大きいという特徴がございます。

グラフの線の説明の右側に数字を入れてありますけれども、こちらで各分野の代表的な規制対象数を書き込んでおります。一番上の高圧ガス、3番目のLPガスが3万とか2万とか万単位と大きいということで、規制対象のボリューム感がおわかりいただけるかと思っております。

次のページに移ります。環境変化に応じた法令改正・規制緩和の取り組みを我々もいろいろとやっております。こちら、もちろん保安の確保が大前提でありますけれども、主な事例といたしましては、電源供給多様化への対応や、その下の水素エネルギー等活用促進

という分野が取り組みをしている分野になります。

ちなみに、この次の参考1として、各法律の主な規制対象や規制等の内容、執行の実績など、かなり細かく書き込んだものがございますので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、資料4に移ります。本年の9月19日をもちまして、産業保安各課は商務情報政策局商務流通保安グループに移行いたしました。下記の記載のとおり担当替えをいたしております。保安課の中には高圧ガス保安室とガス安全室が設けられており、ガス安全室においては、今までガス安全課と液化石油ガス保安課が行った業務を担当するという事になっております。

それから、一番下に産業保安監督部という組織が記されております。こちらには全国で約300名の職員がおり、次のページのように、組織的には全国に5つの部、3支部、1事務所、2署に分かれて産業保安の第一線として事故対応や法の執行を行っているという状況でございます。

以上です。

○小林分科会長　　ありがとうございました。

以上、新しい組織、体制のご説明ですが、何かご質問はございますでしょうか。――よろしいでしょうか。事前にこういう組織に移るということは皆さん、ある程度ご承知だと思います。

それでは、質疑なしということで、次の議題に入りたいと思います。小委員会の設置について、引き続いて事務局からご説明をお願いいたします。

4. 各小委員会の設置について

○表保安課長　　資料5をご覧ください。今まで経済産業省の所管する産業保安の各分野に係る検討については、総合資源エネルギー調査会の各部会や小委員会において行っていました。今回、保安分科会が設置されたわけですが、この下に所管の分野ごとに以下の小委員会を設置することについてお諮りしたいと思って作成した資料がこちらでございます。

なお、細かなルールを申し上げますと、各小委員会の長を務める小委員長については、互選、または分科会長の指名する者がこれに当たるということになっております。

これまで、例えば高圧ガスの分野につきましては、製造・利用が記述のとおり非常に広

範多岐にわたっております。

また、次の段落の一番最後の方にあるように、時代の要請にこたえ、効率的かつ実効的な保安規制を行うためには不断の検討を行うことが必要である。そのように考えまして保安行政を進めてまいりました。

しかし、現在、人的被害を伴うような大規模な事故が引き続き発生しているという状況にあり、こういう状況を踏まえて高圧ガス小委員会を設置し、今後の高圧ガスに係る保安のあり方について審議を行うこととしたいと存じます。

同様に、液化石油ガス小委員会、火薬小委員会、電力安全小委員会、ガス安全小委員会を設置することについてお諮りしたいと存じます。

なお、それぞれの小委員会の前身となる総合資源エネルギー調査会における様々な部会、委員会での議論の模様につきましては参考2にまとめておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上です。

○小林分科会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの各小委員会の設置の提案につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたらお伺いしたいと思います。――よろしいでしょうか。基本的には従来の組織と同じということですが、よろしいでしょうか。では、この件につきましては皆さんのご承認を得られたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

つきましては、ただいまの小委員会の委員長について、ルールは、所属する委員等の互選または分科会長の指名する者がこれに当たるということになってはいますが、私が指名ということでお認めいただけるでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、高圧ガス小委員会は、私、小林英男ということをお願いしたいと思います。液化石油ガス小委員長は、遅れてまいりますが、橘川武郎一橋大学大学院商学研究科教授にお願いします。火薬小委員長は、小川輝繁横浜国立大学名誉教授にお願いします。電力安全小委員長は、本日ご欠席ですが、横山明彦東京大学工学部教授にお願いします。ガス安全小委員長は、豊田政男大阪大学名誉教授にそれぞれお務めいただくことをお願いしたいと思います。

以上、小委員長、よろしくお願ひいたします。

続きまして、産業保安部門の組織目標、行動規範につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

5. 産業保安部門の組織目標、行動規範について

○表保安課長 資料のご説明の前に、まず背景を申し上げたいと思います。資料としては、資料6に基づいてご説明させていただきます。

私ども産業保安部門では、原子力安全・保安院の時代から組織目標及び行動規範を定めて見直しをしてまいりました。このたび組織を改編することとなりましたけれども、これに伴って改めて中身を見直して、組織の体制強化、職員の意識、能力の向上を図りたい。そのようにするために、新たに商務流通保安グループ内の規程として、今からご説明するものを定めたいと考えております。これに当たって、委員の皆様からご意見をいただきたく、本日ご議論いただく次第です。

資料6に基づいてご説明いたします。

まず、組織目標でございます。こちらについては従前どおり、国民の安全の確保と環境の保全にしたいと存じます。環境の保全というのは、先ほど少し申し上げましたけれども、例えば電気事業法の世界アセスメントや、ガス事業法の法目的となる公害の防止を含む概念でございます。

また、行動規範については、一、「強い使命感」の中のポツの3つ目に、「職員は規制当局の一員であるとの立場を自覚し、責任ある言動をする」といった当然のものをまず加えたいと思います。

それ以外に、3つの観点で項目を追加いたしました。具体的には、自己研さんを促すものとして、その2つ下、一、「強い使命感」の一番下のポツのところにあります「職員は自己研鑽に励み、組織としてもそれを支援する」ということ。その次の一、「科学的・合理的な判断」の中の4番目、一番最後のポツにあります「不断に技術的な力量の向上を図る」。項目立てとしては違うところではございますけれども、こういう自己研鑽を促すものを1つの観点として追加したいと考えております。

次の観点としては、能動的、自立的な課題の把握と判断を促すといった観点から、今ご説明したもののすぐ上にあります一、「科学的・合理的な判断」の中の「自ら学び、技術の進歩等を把握し、課題を先取りする」という項目や、一番下の一、「中立性・公正性」の中のさらに一番下にございますけれども、「自ら調査、企画、実施する等、安全規制機

関としての自立性を確保する」といったものを、繰り返しになりますが、能動的、自立的な課題把握と判断を促すといった観点から追加したいと思います。

最後に、関係者とのコミュニケーションが大変重要だと考えております。これを踏まえて、大きな一でいうと3つ目、一、「業務執行の透明性」というところの一番上のポツのところ、「個人情報などを除き何事も秘密にすることなく、関係者とのコミュニケーションも含め、常に透明性・公開性を確保しつつ日々の業務を執行する」という項目をつけ加えました。

以上のご説明したところが基本的に今回追加したところでございます。

以上でございます。

○小林分科会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただいた組織目標及び行動規範につきまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞお願いします。何かございませんでしょうか。どうぞ、高先生、お願いします。

○高委員　　内容をどうこうということではなくて、これはもう確定したのですか。若干文言がどうかなというのがありまして、またメールか何かで意見を述べさせていただきますでしょうか。

○小林分科会長　　その前に、これ、今は案になっています。だから、ここで、分科会でご意見をお伺いして、そのご意見を踏まえて、ここで決定ではなくて、再検討していただいて修正可ということによろしいですね。ぜひご意見をお伺いしたい。どういうところを直したらいいか。

○高委員　　本当に細かいことで、例えば最後から2つ目は、「産業界の利益追求をおもんばかって判断を左右しない」、ちょっと文章が変です。例えば、「判断を誤らない」というのだったら文章らしくなりますが、そうするとちょっと表現が強過ぎるのかもしれないので、メールで幾つか挙げさせてもらいます。

○小林分科会長　　あいまいだということね。

○高委員　　あいまいというか、ちょっとてにをはが、例えば「責任ある言動をする」というのも変だと思いませんか。

○小林分科会長　　では、高先生からできるだけ早くメールで、要するに意図を明確にするような文章表現にするということはお伺いして反映したいと思います。

他にご意見ございますでしょうか。――私の個人的な感想としては、最初におっしゃら

れた一の「強い使命感」の一番最後の、職員は自己研鑽に励み組織が支援する、とか、2番目の「科学的・合理的な判断」の最後に「不断に技術的な力量の向上を図る」。これはやはり非常に重要だと思うのです。重要なだけけれども、公務員の制約があって、専門的に非常によく勉強して、技術力をかけて、我々としては頼りになるような人がその部署に長くいられないという決定的なジレンマというか問題があるのです。そこに長く置くとまた何か変な癒着が出てくるとか、多分色々な相反する問題があると思うのです。

だから、単に勉強しなさいというだけではなくて、やはり勉強した人を生かすような組織だとか配置を考えていただくということがもう1つ重要ではないかと思うのです。ぜひそれもお願いしたい。これは別にここに書かなくても、一生懸命勉強しても、どうせ3年でいなくなるのですという、それはやはり非常に困ることだと思いますので、その辺はご配慮いただければと思います。多分別の問題だと思います。

あとはいかがでしょうか。どうぞ。

○鳥原委員　これも今後の検討の中でお聞きいただきたいという程度の話なのですが、先ほど高先生がおっしゃられたこの記述なのですけれども、「産業界の利益追求をおもんばかって判断を左右しない」と書かれていまして、こういう判断をしてはいけないので、行動規範に書いておく必要があるということなのだろうと思うのですが、私はこの記述で2つの誤解を生むのではないかと感じています。

第1の点は、企業の基本理念は社会の利益、消費者の利益、ここでいう安全の確保ということですが、それと企業の健全な発展を両立させるというところで、これは規制機関においても同じではないかと思うのです。そういう意味で、企業は安全より利益追求を優先するものだという誤解をされるのではないかというところが懸念されます。

もう1つは、規制当局には産業界の利益追求をおもんばかる傾向があるものと誤解されやしないか。そういう面もありますし、第1項、第2項に中立性・公正性の行動規範は十分記述されているのではないかと思った次第でございます。

○小林分科会長　ありがとうございます。どうですか。拝承ということでよろしいですか。それとも何か。難しいと思うのです。経済産業省だから、ここは産業安全部門の話であって、もう1つは経済の振興という両輪で成り立っていますから、それぞれの立場を明確にしたということだろうと思いますが、確かに表現としては高先生のおっしゃることもそのとおりだと思います。

これは事務局に投げまして、事務局で今のようなご意見で文章表現を再検討していただ

くということでもよろしいでしょうか。――では、どうもありがとうございました。

そうしましたら、次で最後の議題になりますが……首藤さん。

○首藤委員　これも行動規範というところに入るかどうかちょっとわからないのですが、今挙げていただいた4つの点を拝見していて、表現が違うからかもしれませんが、何かちょっと足りないなと思う点がありまして、安全の確保のためには幅広い色々な観点からの知見を集めて、幅広い意見を聞いてやる必要があると思うのです。1つの側面からだけではない、色々なもののバランスを考えながら安全を確保していく必要があったりもしますし、こちらの分野にある知見があちらの分野にも実は応用が可能だということもあたりしますので、多くの知恵を集めて、多くの意見を聞いて考えていくという姿勢が大事ではないかと思うのですが、コミュニケーションは1カ所入っているのですが、それは業務執行の透明性のほうになってしまって、より多くの意見や知恵を生かすという観点がちょっと足りないのかなと感じました。行動規範の中に入ることはないのかもしれませんが、ちょっと感じましたので。

○小林分科会長　ありがとうございました。そのとおりですが、2番目の「科学的・合理的な判断」の2つ目の「十分な情報・データをもとに科学的知見に基づいた合理的な判断」、ここにもう少し幅広い情報だとか意見というニュアンスが入ればいいということでもよろしいでしょうか。

○首藤委員　はい。

○小林分科会長　今の表現だと、非常に狭い分野というようにも読めないわけではないので、その辺をもう少し修文していただくということにさせていただければいいのではないかと思います。では、それも承りましたということで、ありがとうございました。

あとはよろしいでしょうか。――ありがとうございました。

そうしたら、最後の議題で、最近の事故等を踏まえた産業保安のあり方について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

6. 最近の事故等を踏まえた産業保安の在り方について

○表保安課長　資料7、2ページ目をごらんください。1. 高圧ガス保安法に係る事故の発生件数をお示ししております。一番上の折れ線グラフにありますとおり、事故件数は右肩上がりに増加しております。特に棒グラフにございますように、私どもが社会的影響が大きいと考えているA級、B級と呼んでいる事故も増加傾向にございます。

また、次のページにございますように、昨年以降、死亡を伴う事故や悪質な法令違反が大企業においても発生しております。

例えば、具体的な例のところがございますけれども、コスモ石油においては、右側に移りますが、真ん中あたりにありますとおり、緊急のときに遮断できるようになっていないと意味がない弁、緊急遮断弁と呼びますが、こちらが開状態に固定されていたためにガスの漏えいが停止できず、火災が発生し、球形貯槽が爆発いたしました。

それから、東ソー、三井化学、1つ飛んで日本触媒においても死者を伴う事故があつて、下から2つ目の項目のJX日鉱日石エネルギーにおいては細かい形で書いてありますけれども、記載のような法令違反がございました。

これらのことについて、次のページ、3. で事故原因を分析してみますと、この図の中の一番高い棒グラフが示しますとおり、従業員の知識・認識・経験不足が事故の原因として多くなっているということがわかります。

次に、液化石油ガスについてのご説明をさせていただきます。4. 液石法に係る事故件数ですけれども、上から2行目の最後のほうから、平成18年以降、事故件数が増加して、依然として高水準になっているということがグラフをみてもわかります。

時間の都合上、次、2つ後ろの7ページ、項目でいうと6. ガス事業法に関してご説明いたしますと、この事故につきましても、棒グラフでだんだん高くなっておりますけれども、全体の事故件数が増加基調にございます。ただ、事故の内容としては、相対的に軽微な漏えい着火事故などが多い、そういう割合が増加しているということがわかります。

また、2つ後のページ、項目としては8. ページ数としては9ページ。今度は液石法とガス事業法、両方の観点から事故を分析すると、多くの死傷者が発生しやすいCO中毒事故については、こちらの○の最後にありますとおり、事故件数そのものが横ばい傾向でございます。ただ、業務用厨房における事故が多発しております。

続いて、次のページにまいります。液石法・ガス事業法に係る法令違反につきましても、主要な事業者、LPガス販売事業者、保安機関として非常に大手のところ、一般ガス事業者において法令違反が行われていて、こちらにも大きな事故につながる可能性があるのではないかと懸念があるところです。

次に、10. 火薬類についてですけれども、こちらは事故件数は最近はぐっと減少しております。

次の11. に飛んでみてみますと、ここに事故や法令違反の例がございますけれども、

4つ例がありますが、一番上の例と3番目の例の括弧の中の業種に着目していただきたいのですが、2つの例とも、映画、テレビ用演出用特殊効果をやっている業種で行われている。したがって、火薬類、製造事業者とか建設業者という、皆さんがイメージしやすい業者にとどまらないところで大きな事故が起きているということが理解いただけると存じます。

さらに、2つ後ろの14ページ、13. 電気事業法に関するご説明でございます。電気事業法については、自然災害発生件数が多かった年とか、大規模な自然災害被害が発生した年を除いて横ばい傾向にあるという特徴がございます。

次のページ、今申し上げましたとおり、自然災害が最近過酷化しているということを反映してか、電気設備への大きな被害が発生しているという状況でございます。新潟・福島豪雨ですとか、昨年の東日本大震災の話が載っております。

その次の最後のページをみていただきますと、〇の下のほうにありますとおり、感電死亡事故は横ばい傾向、電気火災事故も横ばい傾向にあるということがグラフをみても、みてとれると思います。

続きまして、これまでいろいろとご説明してまいりましたことを踏まえて、資料8として「産業保安をめぐる課題（案）（保安分科会における当面の検討課題）」というペーパーを用意いたしました。これにつきましては、大きく3つの項目に分けて整理いたしました。

1. 自然災害への対応については、現状といたしましては、東日本大震災をきっかけに、保安分科会の前身である総合資源エネルギー調査会で部会や小委員会を開いて地震・津波対応策の方向性をとりまとめたわけですけれども、このほか、近年頻発している豪雨などの異常気象現象の影響を産業保安分野も受けておりますし、南海トラフ・首都直下地震の地震・津波の想定見直しも進んでおりますので、それらへの対応が必要になっているというのが現状ではないかと考えております。

したがって、課題といたしましては、今まで審議した東日本大震災を踏まえた地震・津波対策が順調に講じられているか、それから、南海トラフ地震、首都直下地震などの被害想定を踏まえ、地震・津波対策を強化する必要はないかということが挙げられるのではないかと考えます。

また、2. 産業事故や保安義務違反が相次いでいる中、課題といたしましては、①企業経営において保安がどのように位置づけられているか、②事業者の自主保安の高度化に向けどのような取り組みがなされるべきか、③産業保安に関する制度をどう見直すべきかと

ということがあるかと存じます。

最後に、時代が要請する新たな課題への対応といたしましては、現状のところの下のようにありますとおり、もちろん安全の確保が大前提なわけですが、しっかりと規制の見直しを進めていくことが求められていると考えております。

課題といたしましては、技術革新、再生可能エネルギーの導入促進等の社会情勢の変化を踏まえた科学的、合理的規制を安全を確保しつつ、いかに進めるかということだと考えております。

以上、3つの項目に分けてご説明いたしましたけれども、事務局といたしましては、産業分野ごとの特性が色々ございますので、1. 自然災害への対応ですとか、3. 時代が要請する新たな課題への対応という部分につきましては、まず小委員会でご議論いただくということがよろしいのではないかと考えております。

一方、2. 産業事故、保安義務違反への対応という項目につきましては、もちろん小委員会での議論も必要ではございますけれども、分野横断的な側面もございますので、全体を統一的にみる保安分科会でご議論いただくことになるのではないかと考えております。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、資料7と8のご質問、ご意見は後ほどまとめてお伺いすることにしたいと思います。最近の事故等を踏まえた産業保安のあり方について、引き続いて、各業界での保安向上の取り組みについて、お手元に資料がございますので、その資料に沿って簡単に説明いただいて、それが終了した後に今の資料7、8を含めて、自由討議で十分に時間をとって皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、引き続きまして、各業界での保安向上の取り組みのご説明をいただきたいと思いますが、大変申しわけありません。時間の都合から、ご説明の時間はお1人当たり2分。2分では足りないということは重々承知の上、できるだけ2分目標で、3分で打ち切ります。

まず最初に、日本煙火協会・小勝委員からご説明をお願いいたします。

○小勝委員 ただいまご紹介がございました公益社団法人日本煙火協会の小勝と申します。お手元に資料がございますが、我々の煙火というのは火薬類の一部の部分で、一般的な花火についてでございます。

ここにございますように、大きく分けまして6つばかり取り組んでおります。

(1)煙火の保安に関する教育、講習事業。これは煙火を扱う我々自身というかプロというか、扱う者に対する教育でございます。

次のページになります。(2)煙火の安全性に関する検査。これは主にいわゆる玩具煙火、おもちゃ花火のことでございます。その自主安全基準がございますので、それに対する検査事業を行っております。

(3)煙火の安全性に関する調査、実験事業。これは各行政さん等の要請に基づいているいろいろな実験とか測定等を行っております。

(4)煙火の保安及び文化、芸術に関する広報事業。これは一般の方々を中心に使われる、例えば玩具煙火であれば消費者等、あるいはマスコミさん等に対しても行っておりますが、煙火に関する安全啓発や煙火に関する文化、芸術等の普及を行っております。

次のページでございます。(5)煙火の災害にかかわる第三者損害賠償事業。不幸にして災害が起きた場合の事業を行っております。

(6)煙火に関する出版及び販売事業。保安に関するさまざまな出版物や物品の販売を行っております。

最後のページに我々の煙火協会の概要が載っておりますので、お時間のあるときに目を通していただければと思います。

簡単ですが、以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。理想的な時間配分で(笑声)、ぜひ皆さん参考にしてください。

引き続きまして、全国LPガス協会の大野代理からご説明をお願いします。

○北嶋委員(大野代理) 大野でございます。

まず、LPガスについてでございますが、供給面積でいいますと、国土面積の約95%に供給しています。それと、世帯数でいうと都市ガスとほぼ同じで約2,500万世帯に供給しております。事業者の数は現在約2万2,000ほどございます。なお、全国には都道府県ごとにLPガス協会がありまして、それぞれのLPガス事業者はいずれかの都道府県協会に属しており、それを通じて保安の徹底を行っているところであります。

昔からLPガスといいますと爆発とか危険であると言われておりまして、これを払拭すべく、以前から官民一体、あるいは自主的な形で安全を最優先し、さまざまな事故防止対策を講じております。

ただ、要因が非常にさまざまございます。ということで、近年は事故件数がなかなか減

少せず、高止まりとなっております。ただし、全国の約2,500万世帯の供給に対して、事故件数は約200件でございます。事故の確率論的には非常に低いのですが、私どもはそれに甘んじておりません。やはり200件というのは多いという意識で現在事故の撲滅に向けて努力しているところであります。

近年実施した事故防止対策としましては、記の1にございますが、平成16年から全国一斉のLPガス保安高度化運動、あるいはCOの中毒事故が多発した際には、その発生施設がレストラン、ホテルであったことから、こういった施設をターゲットとしました緊急対策をやったり、あるいは事故半減のための緊急対策をやってきております。

現在実施している事故防止対策としましては、今年度から3年間で実施していますLPガス安全安心向上運動でございますが、目標が3つございます。1つが死亡事故をゼロにする、それと、販売事業者に起因する事故をゼロにする、さらに事故の全体件数を現在の3分の1以下にするという3つの目標をもってやっております。

実施方法については、都道府県協会の自主性を重んじまして、実施計画を都道府県協会より出させまして、それを半年毎にレビューするという形で自主的な保安活動に取り組ませるということをやっております。

それと、大きな項目の災害対策でございますが、これは東日本大震災を踏まえて行政から検討項目、課題が提示されていることなどを現在業界内、あるいは関係業界と相談しながら対策を検討中であります。

以上です。

○小林分科会長　　ありがとうございました。

それでは、石油連盟の岡田代理からご説明をお願いします。

○木村（康）委員（岡田代理）　それでは、石油業界における産業保安への取り組みについて、お手元の資料でご説明いたします。

まず2ページ目でございますが、これまでの取り組みについて概要をご説明いたします。

石油連盟では、安全操業は企業存続の基盤であるといった認識から、製油所などにおける災害防止と自主保安の向上のために、事故事例の水平展開を2000年から行ってきております。

また、2008年からは石油化学工業会もこの活動に参加していただいております。

次、3ページ目に事故事例等の水平展開の概要、イメージを記載してございます。特徴的なところは、右下のほうに記載してございますように、各社から事故情報をどのように

活用したかの状況調査を実施し、またそれについてフィードバックをしていただくといったことを行っております。また、特色のある事例につきましては説明会を開き、質疑応答等を行うことによりまして、単に情報の提供だけではなくて、その事故事例の水平展開、共有化するといった活動を行っております。

続きまして、4ページ目の最近の取り組みでございますが、残念ながら本年は例年に比べまして異常現象が多発しております。これまで認識されていなかったようなリスクの存在の可能性があるということから、8月に製油所の安全確保策に関する検討会を設置し、検討を開始いたしました。

中間とりまとめを今年中、年内に行いまして、最終的なとりまとめにつきましては、学識経験者の方にもご参加いただきまして、来年3月末までを目途にまとめる予定でございます。

添付資料に簡単な組織図、これまでの検討状況について参考資料としてお付けしておりますので、お時間がございましたら後ほどご覧いただければと存じます。

5ページ目でございます。他の業界との連携。先ほど日本化学工業会というお話を申し上げましたが、保安事故防止検討会に対しまして、業界を超えた情報交換・事故防止策の取り組みの観点から、石油化学工業会とともに参加・協力しております。この検討会は既に10月に2回開催されておりました、石油連盟からも出席しております。

以上でございます。

○小林分科会長　　ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、石油化学工業協会の丸山代理からご説明をお願いします。

○小林（喜）委員（丸山代理）　　それでは、石油化学工業協会の保安・安全の取り組みについてご説明いたします。

会員各社の徹底した取り組みを基本といたしまして、石化協といたしましては、安全文化の強化に重点を置いた取り組みを進めてきております。具体的には学習の伝承、それから動機づけに力を入れてきております。

学習の伝承につきましては、そこに3点掲げておりますけれども、1点目は、事故情報の共有化です。石連の方からお話がありましたように、ささいな事故でもその都度背景を含めて会員間で情報を共有していることを実施しております。

それから2点目は、事故の経験の共有化でございます。これは現場の管理者に「事故の語り部」から経験、思いを伝承していただいているということです。これは年に2回実施

しております。

それから3点目は、相互啓発でございます。年に1回、丸1日かけて各社の保安対策の相互啓発を行う保安推進会議というのを開催しております。もう1つは、エチレンとかB T X等、プロセスの異なるプラントごとに現場管理者が相互啓発をする保安研究会というのを開催しており、そこでお互いの相互啓発を図っているところでございます。これにつきましては、年延べ17回実施しております。

もう1つの動機づけでございますけれども、1点目は、現場の第一線で努力しておられる職長クラスを対象に保安表彰を実施しております。

それから2点目は、学会との連携にも努めているところでございます。

裏に行きまして、このような取り組みをしてみましたが、最近の事故の発生状況にかんがみまして、石化協の保安・衛生委員会で集中的に議論を重ねまして、対策強化を図ることといたしました。

それはそこに掲げております4点でございますが、1点目は、危険認識能力強化の演習でございます。危険なものを危険と感じる感受性の向上のために、現場の課長さんクラスを対象に事件事例研究で気づきの演習を行うことを計画しております。

それから2点目が、共有事故情報の深化でございます。これは本質原因を明確化した活用しやすく、より効果が出る内容へ充実を図ることを目的としております。

それから3点目が、各種研究会を通じたK n o w—W h yの認識強化でございますが、従来はどちらかというとならぬとK n o w—H o wに偏りがちであったものを、K n o w—W h yの重要性を広くさまざまな場で浸透していくこととしています。これにつきましては、石化協として事例発表とか優秀表彰等を考えていくことにしております。

最後、4点目でございますけれども、経営層に保安に対する関与をみえる化する目的で、経営トップによる保安懇談会の開催を計画しております。本年は2回の開催を予定しております。

以上が石化協の取り組みでございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、日本ガス協会の鳥原委員からご説明をお願いします。

○鳥原委員 日本ガス協会の鳥原でございます。都市ガスの保安向上に関する取り組みについて、お手元の資料「『保安向上計画2020』の概要」でご紹介を申し上げます。

「初めに」に記してありますように、日本ガス協会では昨年5月に公表されました国の

ガス安全高度化計画を受けて、既に取り組みを進めているGas Vision 2030を踏まえ、2030年を見据えた2020年を目標年とする新たな行動計画として保安向上計画2020を昨年10月に策定いたしました。

この計画は、実施主体を日本ガス協会と各事業者に区分して、日本ガス協会としての実行計画及び各事業者において推進すべき目標と対策の概要をまとめたもので、ガス安全高度化計画のより高いレベルの安全高度化指標達成に向けて、業界一丸となって保安活動を実施していこうとするものでございます。

2 ページの下段に国のガス安全高度化計画の理念目標が記載されておりますが、ポイントは、2020年死亡事故ゼロを目指す、国やガス事業者、需要家などがそれぞれの果たすべき役割を実行する、そしてそれぞれが協働して取り組むということで、これに沿って数値指標とアクションプランが策定されております。

3 ページに都市ガス業界で定めた保安向上計画2020の基本方針並びに指標、アクションプランをまとめてあります。特に計画指標については、国の計画と共通のものを設定しておりまして、この保安向上計画2020に取り組むことで安全高度化計画の理念目標の実現を目指すものであります。

4 ページになりますが、本計画を実行していく上でポイントになりますのは、協働による取り組みとなります。特に消費段階及びお客様資産となる内管の経年化対応や敷地内他工事などの供給段階における対策は、都市ガス事業者の努力のみならず、お客様や工事関係者のガス保安に対するさらなるご理解に基づく協働が不可欠であります。このため、業界として積極的な働きかけを行ってまいります。

最後に、私ども、この保安向上計画2020を着実に実行して、2020年死亡事故ゼロに向けて業界を挙げて取り組んでまいりますので、経済産業省を初め、関係する皆様のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

○小林分科会長 ありがとうございました。

それでは、日本LPガス協会の葉梨代理からご説明をお願いします。

○松澤委員（葉梨代理） 日本LPガス協会でございます。当協会はLPガスの輸入、生産、元売の事業者団体でございます。そうした観点で最近の取り組みについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、自然災害に関係してですが、1. に書いてございますように、東日本大震災を受けて、この貴重な教訓をしっかりと受けとめるべく、私ども、内部に検証のワーキンググ

ループをつくって現地調査や各基地等に対してアンケート調査を実施し、それぞれの基地のやり方も情報を会員間で共有するという事で、基地機能の強化に努めてまいっているところでございます。

2. でございますが、先の総合資源エネルギー調査会の高圧ガス部会におきまして答申がまとめられて、いろいろな課題が提起され、それを踏まえて現在KHKの中でいろいろと検討がなされているという事でございます。こちらにつきましては、私どもの業界の中の部会、委員会ですっかりとフォローするとともに、速やかな対応をとるべく検討をあわせてやっているところでございます。

その他としては、2. の (2)、 (3) でございますが、LPガスの元売といたしましては、お客様である工業用ユーザーに対する事故の軽減を図るべく、保安講演会を毎年実施しております。これは保安課様のご協力を得ながらやっているわけですが、来年は40回になるという事で長年継続して行っているという事でございます。

それと、(3) でございますが、今年度の事業として進めているところでございますが、工業用消費者に向けた法令の動向だとか事故情報をわかりやすい形で発信しようということで、私どものホームページ内に保安情報サイトをつくるべく準備中でございます。ほぼ内容ができ上がってきておりますので、年度内には本サイトに立ち上げできるだろうという事でございます。

最後に、ここには書いていないのですが、中長期的には私どもの輸入基地も20年から30年を経過しているものが多いということもございまして、今後の老朽化に向けての適切な維持管理、高度化を模索した対応に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、電気事業連合会の八木委員からご説明をお願いします。

○八木委員 電気事業連合会の八木でございます。 電気事業の保安に関する取り組みにつきまして、2点申し上げさせていただきたいと思っております。

その前に、この場をお借りいたしまして、電気事業者を代表いたしまして、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、皆様に大変なご不安とご迷惑をおかけしておりますことに心からおわびを申し上げます。私ども、福島原子力発電所のような事故を二度と起こさないという堅い決意のもと、原子力発電所の安全確保に全力で取り組んでおりまして、世界最高水準の安全を追求すべく頑張っているところでございます。

また、この夏場の電力需給につきまして、全国の皆様には大変なご不便、ご迷惑をおかけしたこと、おわびを申し上げたいと思います。皆様方、節電に多大なご理解、ご協力を賜りましたこと、心から御礼申し上げたいと思います。

あわせて、実はことしの冬の需給につきましても色々ご心配をおかけしております。今、各社、最低限必要な予備力3%以上は何とか確保できる見通しではございますが、やはり計画外にトラブルが起こるといこともございますと、厳しい需給になることもありますので、引き続き節電へのご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2点のうち1点は、まずは電気設備の保安の現状でございますが、私どもは国民の皆様には電気を安全かつ安定的にお届けできるよう、日ごろから全力で取り組んでおりまして、災害事故防止に徹底して取り組んでいるところでございます。

特に先ほどのデータでも大規模な自然災害が非常に大きな影響がございまして、これまで大型台風や阪神・淡路大震災など、こうした過去の教訓を踏まえまして、私どもとしてはネットワークの多重化とか設備の強化、災害時に電力会社間での応援体制を整備してまいりました。先般の東日本大震災におきましても電気設備に多大な被害はございましたが、発電、送電、配電部門が一体となって復旧作業に取り組むとか、メーカーや協力会社の方々の応援をいただく等々によって、比較的早期の復旧ができたのではないかと考えております。

また、大規模自然災害以外の事故でいきますと、送電線とか配電線といった流通設備に関する事故が9割以上、なおかつその半数が雷とか雷雨といった自然現象に起因するものでございます。私どもといたしましては、こうした雷害への対策とか塩害の対策、あるいは近年設備が高経年化してきておりますので、これを効率的に設備改修して信頼性を高める。こうしたことによって事故防止に努めてまいりたいと考えております。

また、ご報告にありました感電死傷事故、電気火災につきましては、こうした対策に加えまして、あわせて各種団体等への注意喚起をお願いするなどの広報活動にも力を入れてまいりたいと思っております。

2点目は、東日本大震災を踏まえた今後の防災対策の取り組みでございますが、本年3月に国の委員会ですらいろいろと電気設備の耐震対策等々にまとめられまして、ご提言いただいておりますし、また今回の地震で新たに得られました知見を踏まえた設備の設計見直しとか復旧マニュアルの整備などを今行っております。電力各社で順次検討しております。

今後は、南海トラフ巨大地震など、こうした大規模な自然災害への対応が大きなポイントになってまいります。これは電力会社のみならず、国や自治体と協調しながら引き続き検討してまいりたいと思っております。

私、電気事業としては以上でございます。ありがとうございました。

○小林分科会長　それでは、各業界の皆さんから保安向上の取り組みについてご説明いただきましたので、表課長が最初に申し上げたように、最近の事故等を踏まえた産業保安の在り方は、小委員会だけに頼らないで、この分科会でも集中的に討議して対策を考えていきたいという趣旨でございますので、今日のところはぜひ皆さんから自由討議で産業保安のあり方についてご意見をお伺いしたいと思います。そのご意見を集約して、今後この分科会でどういう取り組みをしていくかということを考えていきたい。そのたたき台ということで、今日はかなり自由にご意見をお伺いしたいと思います。どうぞ委員の皆さん、よろしくをお願いします。

高先生、どうぞ。

○高委員　よくわからないので教えてもらいたいのですけれども、資料7の3枚目に5つの法令違反事故の例があるのですが、原因としては、認識不足でしたか、経験不足とか、そういったものが大きいという説明をいただきました。

ただ、これを見ますと、4番目のものについてはかなり色合いが違うのではないかと思います。ほかのものは例えば教育が不十分だったということであれば、その対策を考えなければいけないのですけれども、4番目のものについてはどういう経緯で見つかったのでしょうか。それを教えていただけませんか。

○小林分科会長　4番目というのはJ X 日鉱日石エネルギーの件ですか。

○高委員　はい。虚偽の報告をやったと。もし意図的であれば、どういう形で発見されたのか。

○川原高圧ガス保安室長　それでは、私から言える範囲でお答えさせていただきます。

これは企業が補修等を計画しようとして、過去の色々なデータをチェックしていたという中で、ちょっとおかしいなという報告があったということで、自主的に、企業の方で発見してご報告があったということでございます。

○高委員　ありがとうございました。その意味では、会社の中の内部統制の仕組みは動いていたと解釈してもいいわけですね。もちろん虚偽の報告が過去にあったことはよくないのですけれども、自分のところであった問題を迅速に報告してくださったという意味で

は動いていたわけですね。

○川原高压ガス保安室長　迅速かどうかというのは別にいたしまして、みずから報告があったということです。

○表保安課長　これ、ちょうど私が担当課長だったときに報告を聞き、その後川原室長の担当となったので、少しフォローさせていただきますと、話があったのは、企業の中で見つかったので、それでこちらのほうに報告があったと。そもそもこれが起きていたのは確か10年ぐらい前だったと思いますけれども、それがしばらくの間、企業の中でも本社ではわかっていなくて、10年ぐらいたった段階で色々とチェックしてみたらそういうものが見つかったので、判明して2週間位後に当方に報告があったという状況でございました。

○高委員　どのように対応していったらいいかわからないのですけれども、こちらが色々な問題を見つけ出していくというのは非常に難しいですね。そういう意味で、自主申告があった場合の行政側のペナルティーなどがあるのでしょうけれども、その場合と、全くなくてこちら側が発見した場合のペナルティーにそれなりの違いを設ける仕組みとかがあれば、自主的に言ってくるのであれば、それはありがたいと思うのです。言ってくれば、それは横展開で、他の会社さんも確認していただきということが出来ますので、日本全体として安全が高まっていくと思います。そういう仕組みの検討もあっていいかなという意見でございます。

○小林分科会長　ありがとうございました。

ほか……豊田先生、どうぞ。

○豊田委員　最近のいろいろな動向をみていまして、どうも質の転換というのですか、保安の質が変わってきているような気がいたします。そういう意味で、基本的には、この質の変化に対応する課題などを取り上げるのはやはりこの保安分科会だろうと思います。その関連では、経産省では保安問題に色々に努力されているのですが、この体制だけでは済まない、他省庁と非常に絡んでいる問題が多くなったのではないかと思います。例えば消防法であったり建築基準法であったりとか、そういうものと産業保安や安全そのものが関連しているものが多いかと思います。これも取り上げるとしたら、多分、各省庁からご提案があって、この保安分科会だろうと思うのです。各分科会でもこの辺に関して既に検討されて、色々な他省庁との連絡会も作られていると伺っておりますが、このような課題に対して積極的に対応していくことが重要ではないでしょうか。

もう1つは、今ご報告いただいた各業界団体からの話の中にもありましたが、やはり人

の問題が非常に大きくて、安全・保安に貢献する人をどうやってつくり上げていくのか。安全に対する知識があって、そしてそれを実践して、周りがみえる人が非常に大事だろうと思うのですが、そういう意味合いからも、ここで取り上げる課題として教育、すなわち保安に対する人材育成がもう1つの大きな課題であり、その辺をどう取り上げてうまくまとめていくかというのが問われているのではないかと感じました。例えば、私どもが関連していますガス安全の問題にしても、小学校なり中学校の教育にも絡んできている問題でもありますし、それと業界団体などで業者さんの従業員の方々、従事しておられる方々を教育する問題もありますが、もう少し広い意味での保安、安全に対する教育が必要になってくるのではないかと感じました。

雑駁ですが、以上です。

○小林分科会長　ありがとうございます。今、豊田先生から2つ非常に重要なご指摘をいただいたと思いますが、まず他省庁との連携ということでは現在どういうことが考えられて、あるいはどういう連携があるかということをご説明いただけますか。

○表保安課長　ただいまお話の中にもございましたとおり、前の色々な部会とか委員会において、当然のことながら事前に他省庁の関係する部分につきましては密接に連絡をとっていて、今回もこの資料を作るに当たっては、例えば消防庁さんとお話し合いをしたりしながら作成いたしました。

具体的なテーマがあった時として、「コンビナート港湾における地震・津波対策について」のような例を取り上げますと、これについては国土交通省が主体となって経済産業省と消防庁が参加して議論を行ったということが私自身が参加したものとしてこの1年間にありました。そういう形でテーマごとに必要に応じて合議体みたいなものを作って議論しているところです。

○豊永商務流通保安審議官　商務流通保安審議官でございます。

ちょっと補足しますと、他省庁との連携は中央省庁だけでは足りないのだと私は思っておりますけれども、先ほどの資料にありました300名に及ぶ地方における産業保安監督部がございますが、この監督部の常日ごろの業務のかなりの部分、地域の消防とか警察との融和も含めて情報交換を密接にやっております。私も見に行ったときには、例えば消防が映している各サイトの安全情報が産業保安監督部の中で大きなスクリーンに映るような仕組みも導入されている例もございまして、そういう意味では中央のみならず地方でも連携

を進めつつございます。

○小林分科会長　それでは、今の豊田先生のご意見、他省庁との連携は具体的に色々対策はとられていて、問題があればここに出していただいて、色々議論していきたいという方向でよろしくをお願いします。

それから、人の問題、教育の問題も、先ほどの自己研鑽の話で、要するに役所のほうは自分たちの教育と人材育成に関しては一生懸命やりますと宣言されているわけです。そうすると、残るは産業界とか、もっと大きな問題は大学とか、そういう問題だろうと思うのですが、それはこの席で議論すべき問題かどうかは非常に難しいだろうと思うのです。

○豊田委員　問題提起をしなければ動かないということですから、ここから提起しないとだめなのではないでしょうか。だから、関連する課題が何かあればここで積極的に議論してはという意味です。

○小林分科会長　そういう意味で、豊田先生のおっしゃる人の問題は、しょせんは事故の原因は全部人の問題だろうと思うのです。だから、それと教育とか人材育成がどのようにかかわっていくかということは論点にさせていただきたいということでもよろしいでしょうか。

それでは、他にご意見……どうぞ、三浦委員。

○三浦委員　感想めいたことで申しわけないのですが、とても感じたことは、様々な業界の皆さんからたくさんの方が出され、ご説明いただいて、本当に業界ごとに消費者の安全確保のために色々なことを努力してくださっているのだということがわかりました。でも肝心の消費者にはそこがなかなか伝わってこなくて、皆さん、事業者であられるわけですが、経産省さん、各地方自治体も全部含めた行政、それから我々消費者が、本当に三位一体になって保安をしていくということが大事なのだとしみじみ思ったのです。

そして、非常に残念だったのは、別にお隣の八木さんを責めるつもりはなかったのですが、どうして電気事業連合会さんからのペーパーが出なかったのかなとごく単純に思ってしまいました。あれだけご説明なさるのだったら紙として残してほしかったです。言われたことはメモしていても追いつかなかったので、すごく残念です。別に原発どうこうに終始するつもりはないですが、やはりガスだけではなくて電気もあってエネルギーということで生活が成り立っているわけですから。皆さんも同様に色々ご意見もあるのですが、やはりペーパーを出していただきたかったというのが非常に単純な感想で

す。何かのタイミングでおくれていたらごめんなさいなのですけれども、それが1つ。

それから、こんなに色々な皆さんが色々な方面で頑張っていたとしても事故は起こることなのです。今日は時間がなかったから話せませんが、細かい資料では数々の事故事例もあるのです。やはり同業者だけではなくて、ここにいる皆さんのみならず、今日来られなかった様々な業界の方にもぜひこういうことを伝播していただいて、全国民の安全を皆さんで守るのだという決意をお持ち頂きたい。パーフェクトはないのですが、「不断の」という言葉どおり安全を確保していただきたい。消費者教育も含めてということになります。どうかよろしく願いいたします。

○小林分科会長　　ありがとうございました。どうぞ。

○八木委員　　電気事業連合会からペーパーを本日お出しできなくて大変申しわけなく思っております。今の三浦委員のご意見を踏まえまして、電気事業連合会でペーパーをつかって、改めて委員の皆様にご提出させていただきたいと思っておりますので、また事務局に提出させていただくことでよろしゅうございましょうか。よろしく願いいたします。

○小林分科会長　　よろしく願いします。今ご発言がございましたように、補足で資料を出していただけるということで、別途皆さんにはお送りしたいと思っておりますので、よろしく願いします。ありがとうございました。

どうぞ。

○東嶋委員　　東嶋です。

業界団体の皆さん、ご説明ありがとうございました。各協会の皆さんが協会の中で所属されている方々に対して教育をすごく熱心にやっていたら、熱心に取り組みをされているという状況につきましては非常によくわかりました。この体制に移行する数年前から着目されていたことだと思いますけれども、一般の消費者に近い分野では、事故の原因が一般の消費者の使い方の誤りだったり、プロの方であっても未熟な人だったり、こういった専門の協会に入っていないだったり、ちゃんと訓練を受けていない方による事故が増えているように思っています。

例えば、いただいた資料7の12ページなのですけれども、火薬に関する事故でテレビの関係者の方の事故が2件ありました。これで疑問に思ったのですが、このテレビの関係者の方々は、例えば日本煙火協会様などに入っていたら、例えば入っていないとすると、入っていない人でも業務で使うときに火薬を容易に入手してこのように製造したりできるのでしょうか。このところが、例えばこういう事故を防ぐために入手できないよ

うな規制をするという方法もあるのかもしれませんが、もしこの方たちがどうしても使いたいといった場合に、煙火協会様と協力して、事故を未然に防ぐために何か教育のようなことができるのか、そういったところをお伺いできればと思ったのです。

○小林分科会長　　ありがとうございました。そうしたら、これはどなたか担当の方。

○金地火薬専門職　　それでは、私から。火薬類取締法を担当させていただいております金地と申します。

今ご質問いただいた件でございますけれども、実はこちらに最初にかかせていただいているブロンコという会社が渋谷で、自宅に火薬類を違法に保管してあったという状況でございますが、この事故当時、まず煙火協会は社団法人でございました。ブロンコ自体は個人のような形で行われている事業者の方でございまして、煙火協会さんの会員にはなっていない。結局、社団法人でございまして、必ず社団法人に加入してくださいという形で法令的にいうのはできない状況がございますので、それぞれ事業者の方の意向によるという部分はございます。

実はこの事故の直後に煙火協会さん、あるいは私どもの関係の部署、テレビの関係等でございますので、総務省等の協力を得ながら、煙火協会さんに加入がほとんどない個人的に動いておられるような映画関係の方であるとかテレビ関係の方のところにもできるだけ幅広く注意喚起をさせていただくとともに、自治体のご協力をいただきながら保安教育をさせていただきました。団体に加入しておられない方でも何らかの形できちんと適切な形の教育を受けていただけるような動きを活発化させているところでございます。

そのようなことをやっても特効のような事故も起こったということでございますけれども、先ほどご指摘をいただいたような煙火協会さんに加入いただけないのかというお話も、ブロンコの事故を契機に大手の会社にあっては煙火協会さんの会員になっていただけるといって、状況は少しずつ改善してきているということが現在の状況でございます。

○小林分科会長　　よろしいでしょうか。

○東嶋委員　　ありがとうございます。この例を一例として、ほかの分野でも扱われる方の範囲がかなり広がってきているので、そういったプロの知見を広く教育に生かせるように、またこの部会などでも話し合っていければと思います。ありがとうございました。

○小林分科会長　　どうぞ。

○古川委員　　今、日本煙火協会から、(4)煙火の保安及び文化、芸術に関する広報事業

というお話がございました。今、消費者供給というお話も出ておりますけれども、私は消費者の目線で、玩具火薬に関して子供の事故とかを防いでほしいので、ぜひ消費者庁とも連携を密にして情報提供して、お母様方に情報が届くように、消費者庁の意見交換会にも毎月行っておりますが、消費者の立場としてそれをお願いしたいと思います。

○小林分科会長　ありがとうございます。消費者庁の製品安全とリンクということで、それはご指摘のとおりで検討させていただきます。

どうぞ。

○佐藤委員（加藤代理）　神奈川県です。

私どもは実際に現場で検査をやっている行政機関なので、今ちょうど地方自治体の話も金地さんから出ましたので、関連して情報提供かたがたちちょっと発言させていただきたいと思っているのですが、高圧ガスの事故でいいますと、私どものほうでは最近目立っているのが冷凍事業所の事故なのです。

どういうことかという、冷凍機器を使っていて、大体入れっ放しでメンテナンスフリーみたいな形でやっていて、いつの間にか穴があいて漏れてしまうという事故が頻発しています。今のところ大災害までには至っていないのですが、過去の事例などをみると窒息事故なども報告されておりますので、甘くみتهはいけない話だと思っています。

それで、先ほど業界団体の加入の話がありましたけれども、神奈川県も高圧ガス関係の業界保安団体が幾つかございますが、保安教育をプログラムにのせてやっているのです。冷凍事業所においても、保安教育の実施が法律で義務づけられてはいるのですが、実際にはやられていない、やるすべもないというところが数多くございますので、私ども始めたばかりなのですが、そういった冷凍事業所に高圧ガスの保安団体に加入して保安教育をちゃんと受けてくださいというキャンペーンをやり始めたところです。その結果、ちょっと加入率が上がったということもありますし、実際今までほったらかしだった現場で保安教育が行われたという事例もございます。やはり自主保安を進めていく上で、業界の保安団体が生き生きと意味のある活動をしていくというのはとても大事なことだと私どもは思っていますので、そういった保安団体に小さな事業所にも加入していただいて、保安教育などをしっかり受けるように促していきたいとほかの分野でも考えています。

以上です。

○小林分科会長　ありがとうございました。冷凍というよりも、今は幅広く冷凍、空調で、むしろ空調のウエートが高いと思うのです。それで、あらゆるところに行き渡って、

かつ、すべてパックになってしまって、だれもさわれない。だから、メンテナンスがないというのはそういう話だろうと思うのです。買って設置してからだれもさわることができなくて、地震が来るといとも簡単にパイプ等が壊れてしまう。あるいは疲労と腐食で穴があく。我々は高圧ガス部会の時代から非常に憂慮しておりまして、現在、高圧ガス保安協会でその対策をどうするかということはかなり技術的に検討を進めております。ぜひそういう結果を今後ここにもってきて、皆さんで周知したり、皆さんのご意見をお伺いしたいと考えております。

空調、冷凍関係はそれでよろしいですね。事故が非常に多いというのがここ一番の傾向です。恐らく高圧ガス事故の増加の原因がほとんど空調、冷凍だろうと思っています。

大河内委員、どうぞ、お願いします。

○大河内委員　私からは、資料7の事故の状況や産業保安の課題というご説明を聞きまして、その1つ手前の行動規範のところに意見があるのですけれども、事故が起こらないと私たちのところには何もわからない。私たちからすると産業保安は選べないし、判断できないようなところにあるものですから、そういうことからすると、先ほど問題になっていた行動規範の「産業界の利益追求」の言葉ですけれども、産業界の利益といわないかもしれないのですが、経済産業省さんと産業界とは規制と法律を使う立場で事情も大変よくわかるし、理解し合える現場にいらっしゃるのだと思うのです。けれども、私たちは先ほどいったようにさっぱり見えない場所において、事故が起こってしまったとき、現場にいれば被害者になるわけですが、そうでない場合はニュースや新聞などで知るだけで、遠い出来事になってしまいます。ですから、文言は少し変わるとしても、行動規範の「強い使命感」とか「合理的な判断」や「業務執行」、「透明性」をきちんと確保できれば「中立」、「公正」は当然保たれると思いますけれども、ぜひこの中に入っている言葉も規範の中に入れておいて、言葉はこのままでとは思いませんが、必要なのではないかと思います。

以上です。

○小林分科会長　ありがとうございました。ご意見のとおり、先ほどもこれを消せということではなくて、表現を検討していただきたいということで、内容としてはこの言葉は必要だということで高委員にもご同意いただいていると思いますので、再確認ということで、ありがとうございました。

あと、いかがでしょうか。どうぞ。

○佐藤委員（加藤代理）　先ほど資料7のJ X日鉱日石エネルギーの虚偽報告の話がご

ございましたけれども、これは私どもの感じでは、こういった認定を受けているような事業所はもともと大企業、当たり前なのですが、設備の数も多くてプラントの数も半端ではないのです。ですから、こういった事業所において、報告データが落ちてしまったりしないようにするには、現場の保安部署がしっかり機能していないとまずいのだろうと思っています。

現在、この認定事業所については、都道府県は基本的にノータッチとっていい状況なのです。ただ、これはノータッチということではなくて、こういった現場の保安部署がうまく機能しているかどうかぐらいは時々、地方自治体として話を聞きに行くべきだろうと私は思っているのです。認定事業所だからといって、都道府県としては対象外みたいな錯覚に陥ってしまった結果、大きな事故などが続けば、せっかくの認定制度の意味が損なわれてしまうと思います。やはり国のほうでも地方自治体に働きかけていただいて、私どもも頑張っていきますけれども、認定事業所と地方自治体がどうつき合うかということ何かプッシュしていただくといいのかなと。そういったことが認定事業所が本当の意味で安全な事業所になっていく手助けになるのではないかと考えております。

以上です。

○小林分科会長　ありがとうございました。では、この件は私もずっと高圧ガス部会でつき合っている問題ですから、一言いわせていただくと、同じような、要するに認定事業所の保安検査記録の改ざん、虚偽報告だとか改悪という問題は多分10年前だろうと思うのです。10年前にたくさんの事業所で問題になって、認定事業所制度の見直しをやったわけです。そのときに、今加藤さんのおっしゃったとおりで、要するに検査部門だけではだめです、検査部門を管理する社内での第三者としての検査部門をさらに置きなさい、そういう二重組織にきなさいということが提言されて、それが実行されているはずなのです。ところが、同じような虚偽報告がずっと続いているというのはやはり大問題だと思います。

だから、おっしゃるとおりで、県の関与をどうするかというのは結論はここで出せませんけれども、少なくとも認定事業所が大きな問題を抱えていますと。それに対して直接の場所を提供している県として、保安に対してどのようにかかわるかということは、やはりぜひここで議論させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。――では、ここでの討議事項としてぜひ取り上げさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

あと、いかがでしょう。――せっかくの機会ですから、まだ少し時間がありますので、

何かご質問のたぐいでも構わないと思いますが、あるいは今後、分科会としてどういうことを取り上げていただきたいとか、そういう話でも結構でございます。どうぞ、お願いします。

○豊永商務流通保安審議官 皆様のご議論の足しになればと思って、幾つかご意見をお聞きして気づいたところ、感じることを申し上げます。

まず1点でありますけれども、行動規範についてのご批評ありがとうございました。実はこれは原子力安全・保安院の時に作ったものでありますけれども、純粋に内部で策定したものであります。従来、原子力の問題が大きいがために国民に産業保安の問題意識が十分に浸透し切れなと感じる中で、我々も今回を機に広く国民に産業保安がいかなるものか、またその重要性について認識を直接問いたいという意識がある中で、自分たちの内部的に定めた行動規範について、ある意味では真価が問われるわけですから、あえてこの場に提供したいと職員の中から意見が出てきたので、違和感のあるテーマだったかもしれませんが、ご提供させていただいたところでございます。そういう意味では、先ほどご意見がございましたけれども、これに限らず積極的な情報公開、提供に努めてまいりたいと思っております。

2つ目に、製品安全のご議論がありました。私の商務流通保安審議官の中の商務の中に伝統的に製品安全を担当している部署がございます。製品安全課でございまして、ここにはガス器具、電気器具、消費者製品、花火等々を含みますけれども、それらの安全の部局がございます。今回の商務流通保安グループ化というのは、そういった消費者に最も近い製品安全の部分とエネルギーを供給する、もしくは設備の産業サイドにおける保安を担当する部門を同一グループで扱えるようになったことは機会だと私は思っておりまして、ぜひこの機会をとらまえて、消費者に一番近いところの製品安全とタイアップする形で総合的に安全問題に取り組みたいと思っております。

3つ目に、それとも絡むわけでありまして、他省庁のご指摘をいただきました。中央省庁における協力、現場における産業保安の協力も申し上げましたが、消費者庁とも消費者契約みたいなものも含めて消費者安全についてもかなり密接に情報交換をしてきてございます。ご指摘を踏まえまして、産業保安の部分についてもそのパイプを広げていきたいと思っております。

4つ目に、私どもは決して、言葉を選ばなければ、単なる取り締まり官庁をやるつもりはないのです。私は日本における産業保安はレベルが高いと思うし、期待しておりますけ

れども、そのこと自体は国内で安定して産業活動が維持されるための前提であるということをお我々は認識し、事業者の方々にも感じていただきたいわけであります。同時に、サプライチェーンを担う一部の企業において事故が多発することによって事業を停止することは、日本経済全体のマイナスにもなるわけでありまして、そういう意味では、社会的責任とは申しませんが、そういった大きな産業的連携の中に組み込まれていることから、産業保安が保安的事故によってそうした影響を回避するという意味でも重要な意味がある。

ひいては、国際化の時代において、日本は製品のレベルの高さだけではなくて、産業保安においても日本の産業は世界でトップだということが広く伝われば、私は日本の産業の国際活動において大きなプラスだと思っております。そういったプラスイメージも当然この産業保安の効果として期待できるものと思っております。我々はそういうのを片方に置きながら、事故がないように厳しく当たっていきたくと思っております。

それから、分科会と小委員会の議論がたびたび行われました。これにつきましては、ご指摘を心して行いますけれども、私は小委員会でさらに十分に細かく議論するところは今日出た議論についても多々あるかと思っております。そういう意味では縦糸と横糸ということで、小委員会における専門的な議論と、この分科会における横断的な議論、さらに小委員会の議論を他の分野の規制を見ながら検討する場として、これからも貴重な意見をご指摘いただければと思っております。

少し気づいたところを申し上げました。参考にいただければ幸いです。

○小林分科会長　　ありがとうございました。5つおまとめをいただきましたが、委員の皆さんのいろいろなご意見を踏まえた今のまとめと受け取っていただければと思いますが、今のまとめも含めて何かほかにご意見等ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

きょうは自由討議ということで勝手にご意見をお伺いしてと考えていたのですが、豊永審議官から皆さんの意見をまとめたということをおっしゃっていただきまして、大変助かります。今後、皆様のご意見、今のまとめを踏まえて、この分科会でいろいろな問題、産業保安のあり方について具体的な検討をこれからやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございました。

7. 閉会

○小林分科会長　　私がいただいているレジュメだと、最後に豊永商務流通保安審議官か

らごあいさつをいただくことになっているのですが、もうまとめをいただいてしまったのですが、再びごあいさつを簡単をお願いいたします。

○豊永商務流通保安審議官　本日はまことにありがとうございました。またよろしくお
願い申し上げます。

以上であります。

○小林分科会長　ありがとうございました。

それでは、事務局からスケジュール等についてご紹介をお願いいたします。

○表保安課長　先ほど申し上げましたとおり、本日の議事概要につきましては、私ども
にお任せいただいて、作成いたしまして、1週間以内にホームページ上で公開したい。詳
細な議事録につきましては、委員の皆様方に改めてお諮りしたいと考えております。

次の分科会につきましては、本日さまざまなご議論が出ました。その整理をするととも
に、本日設置していただきましたので、これから各小委員会の審議が始まります。そうい
うものを踏まえながら日程調整をして決めていきたいと思っております。具体的な期日についま
しては、事務局から改めてご連絡させていただきたいと思っております。

以上です。

○小林分科会長　それでは、本日は新しい組織、初回であるということにもかかわらず、
皆さんから非常に活発なご意見をお伺いすることができまして、今後の分科会の方針とい
うか、何をやるべきかということがかなり明確になってきたと思っております。今ご紹介
がありましたように、小委員会の開催を受けて、今後この分科会の開催を考えていきたく
と思っておりますので、今後ともご協力をよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省商務流通保安グループ保安課

電話：03-3501-8628

FAX：03-3501-2357